

資料編1 福島市下水道ビジョン策定の経過

資料編 1 福島市下水道ビジョン策定の経過

第1節 福島市下水道部の組織体制

まちを清潔にし、大雨による浸水を防ぎ、川や海の水をきれいに保つ下水道は、全国各地で整備が進められています。

浸水の防除、公衆衛生の確保から住みやすい暮らしの場づくり、そして公共用水域の水質保全から健全な水循環・良好な水環境を創り甦らせることは全ての自治体に共通するまちづくりのテーマです。

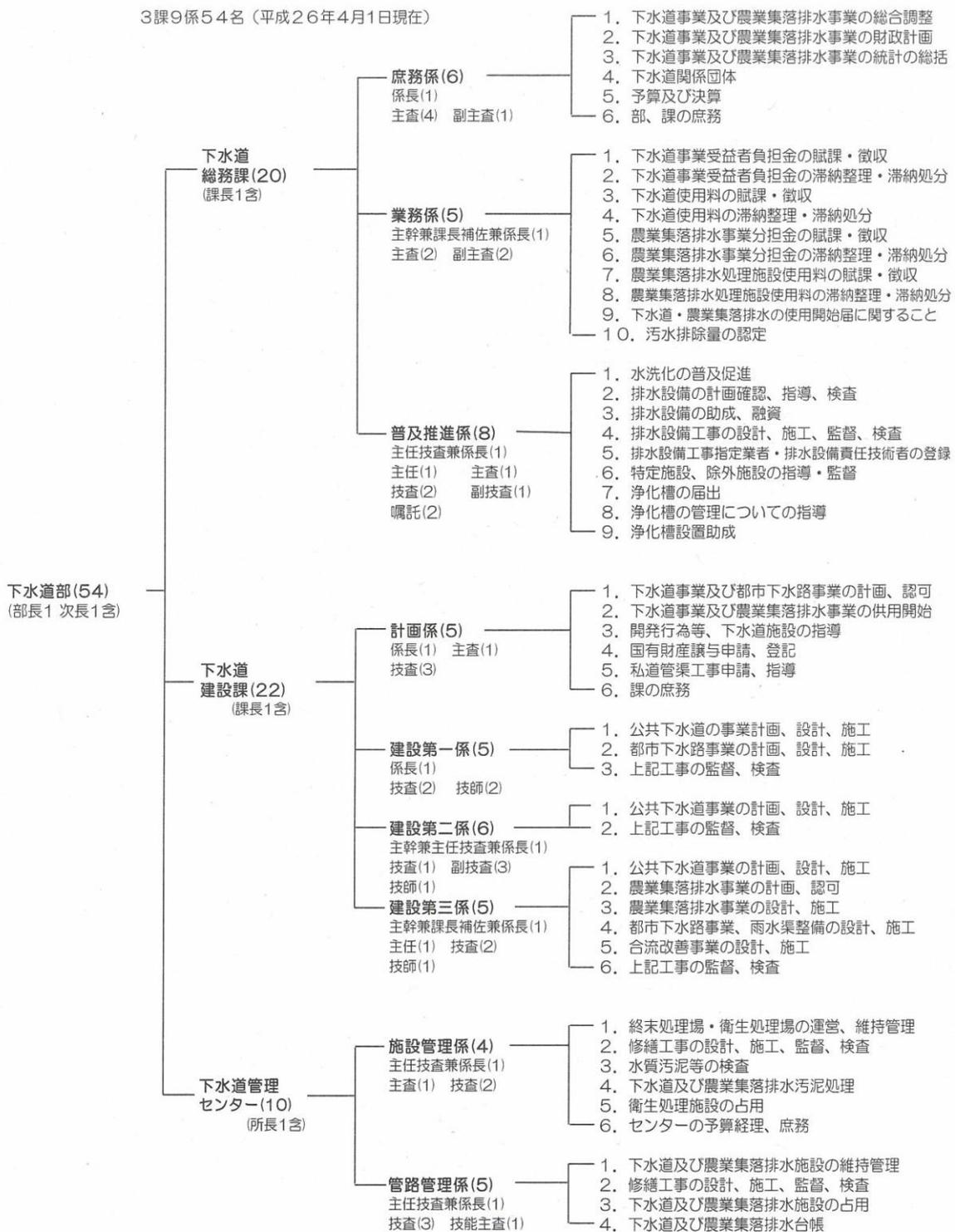
福島市においても、人と自然が共生する調和のとれた地球環境と、環境への影響が少ない循環型社会を目指しています。下水道の整備等とともに、清潔で快適な都市環境の整備のひとつとして、市民が憩い親しめる水辺景観の創造を積極的に進めています。

そして、これらの下水道施設の建設、維持管理を行うため、福島市下水道部では3課9係54名の職員で、公共下水道（3処理区）、農業集落排水（2地区）に関する業務を行っています。

参考表-1 福島市下水道部の体制（平成26年度）

部・課名および職員配置		係と主な業務
下水道部 (部長1名) (次長1名)	下水道総務課 (20名)	<ul style="list-style-type: none"> ◆庶務係 下水道事業及び農業集落排水事業の総合調整、財政計画、予算及び決算などに関すること ◆業務係 下水道及び農業集落排水の使用料、受益者負担金などに関すること ◆普及促進係 下水道への接続工事（排水設備工事）及び浄化槽などに関すること
	下水道建設課 (22名)	<ul style="list-style-type: none"> ◆計画係 下水道事業の計画策定、下水道事業及び農業集落排水の供用開始、開発行為等に関する下水道施設の指導などに関すること ◆建設第一係 公共下水道の設計、施工、工事の検査、監督などに関すること ◆建設第二係 公共下水道の設計、施工、工事の検査、監督などに関すること ◆建設第三係 公共下水道および農業集落排水の設計、施工、工事の検査、監督などに関すること
	下水道管理センター (10名)	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設管理係 終末処理場及び衛生処理場の運営、維持管理、下水道及び農業集落排水の汚泥処理、修繕工事などに関すること ◆管路管理係 下水道及び農業集落排水施設の維持管理、修繕工事などに関すること

参考図-1 福島市下水道部の職員配置図（平成26年度）



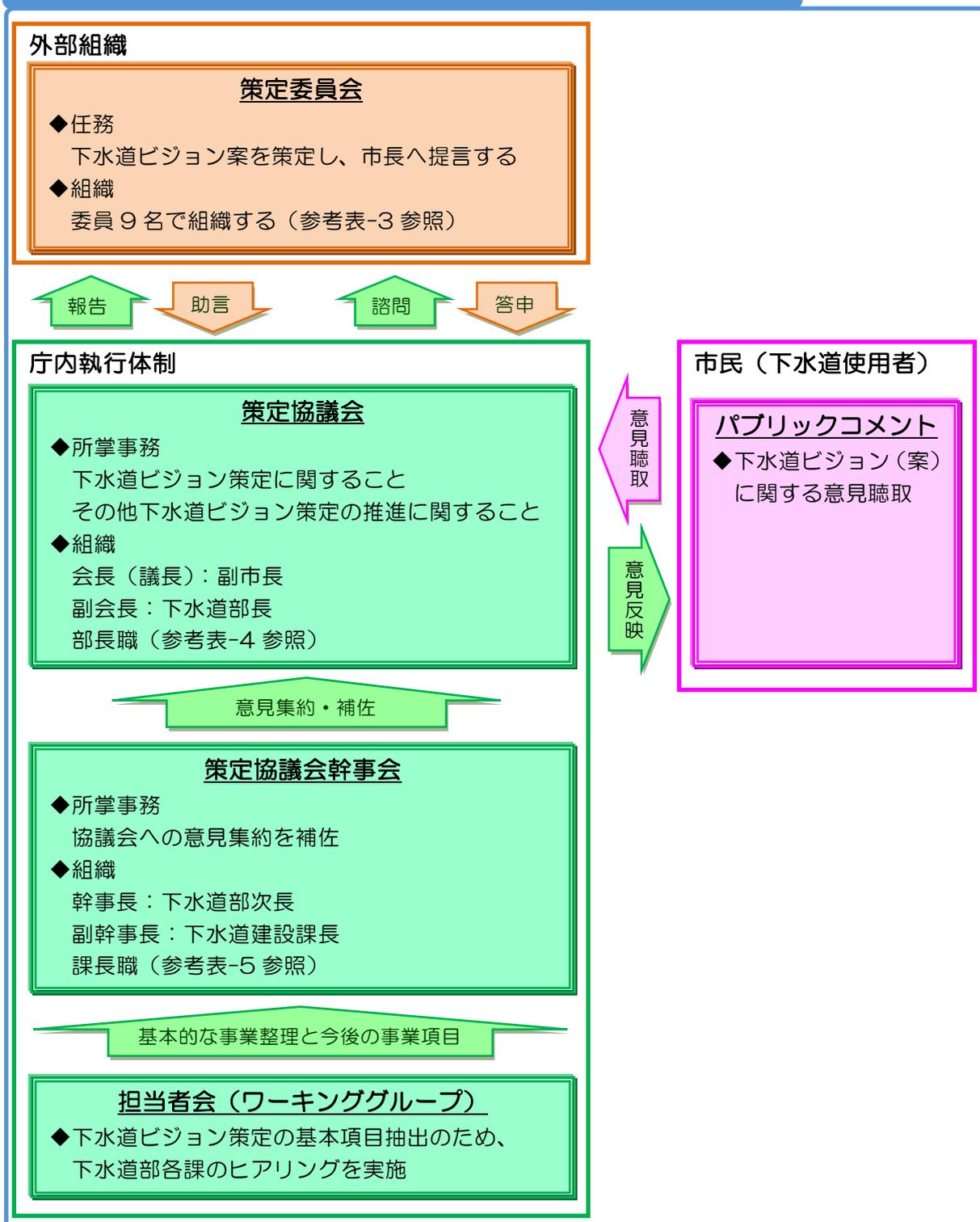
第2節 福島市下水道ビジョンの策定体制

下水道ビジョンの策定にあたっては、様々な視点での議論が必要とされることから、平成26年度より庁内執行体制として「策定協議会」、補助組織として「策定協議会幹事会」「内部検討会」「担当者会」を設置しました。

また外部組織として、学識経験者・各種団体・関係機関からなる「策定委員会」を設立し、下水道ビジョンの内容について審議いただき、委員の幅広い意見を取り入れ、下水道事業の推進に活用することとしました。

さらに、下水道使用者である市民のみなさまの意見を反映させるため、パブリックコメントによる意見聴取を行い、下水道ビジョンの内容を決定します。

参考図-2 福島市下水道ビジョンの策定体制



I. 福島市下水道ビジョン策定までのあゆみ

平成 26 年 6 月より下水道ビジョン策定準備を行い、平成 27 年 7 月に策定を完了しました。

参考表-2 福島市下水道ビジョン策定までのあゆみ

年月	庁内組織			外部組織	パブリック コメント	
	担当者会	策定協議会 幹事会	策定協議会	策定委員会		
平成 26 年度	6月					
	7月	第1回(7/1) 第2回(7/30)				
	8月	第3回(8/19)	第1回(8/28)	第1回(8/25)		
	9月	第4回(9/25)				
	10月	第5回(10/28)			第1回(10/9)	
	11月	第6回(11/20)	第2回(11/6) 第3回(11/28)			
	12月	第7回(12/24)		第2回(12/15)	第2回(12/25)	
	1月	第8回(1/28)	第4回(1/29)			
	2月	第9回(2/20)		第3回(2/23)	第3回(2/19)	
3月					3/16~4/15	
平成 27 年度	4月	第10回(4/23)	第5回(4/27)			
	5月			第4回(5/22)	第4回(5/7)	
				庁議(5/25)	提言(5/18)	

Ⅱ. 福島市下水道ビジョン策定委員会等の体制

以下に、下水道ビジョン策定委員会、策定協議会、策定協議会幹事会、担当者会の組織体制を示します。

参考表－3 福島市下水道ビジョン 策定委員会（外部組織） 委員名簿

No	所 属	氏 名	備 考
1	国立大学法人 福島大学 人間発達文化学類 教授	はつざわ としお 初澤 敏生	学識経験者
2	福島市町内会連合会 副会長	えんどう はしめ 遠藤 一	利用者及び有識者
3	J A新ふくしま 女性部 部長	ながさわ じゅんこ 長沢 順子	利用者及び有識者
4	福島商工会議所 女性会 会長	さいとう よしこ 斎藤 可子	利用者及び有識者
5	公益社団法人 福島県建築士会 女性委員長	すすき みゆき 鈴木 深雪	利用者及び有識者
6	ふるさとの川 荒川づくり協議会 副会長	わたなべ ふじお 渡辺 富志夫	利用者及び有識者
7	公益社団法人 福島県浄化槽協会 専務理事	しぎはら みはち 嶋原 己八	利用者及び有識者
8	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所 副所長	にへい あきひろ 二瓶 昭弘	関係行政機関
9	福島県 県北建設事務所 所長	やぎぬま まさあき 柳沼 政明	関係行政機関

今後、重点的かつ計画的に下水道事業を推進していくための『福島市下水道ビジョン』を策定するために、学識経験者、下水道利用者・有識者、関係行政機関など9名の委員に下水道ビジョン策定委員を委嘱し、福島市下水道が取り組むべき課題等について審議をいただきました。



参考表-4 福島市下水道ビジョン 策定協議会（庁内組織） 組織体制

協議会
副市長
政策推進部長
財務部長
商工観光部長
農政部長
環境部長
建設部長
都市政策部長
下水道部長
水道局長

「美しいまち」「安全で安心なまち」「住み続けるまち」づくりに関連する福島市の組織全体で、環境にやさしい美しいまちづくりを目指した『福島市下水道ビジョン』の策定について協議を行いました。



美しいまち



安全で安心なまち



住み続けるまち

参考表-5 福島市下水道ビジョン 策定協議会幹事会（庁内組織） 組織体制

幹事会
企画経営課長
財政課長
企業立地課長
農政課長
農林整備課長
環境課長
清掃管理課長
道路管理課長
河川課長
建築住宅課長
都市計画課長
開発建築指導課長
下水道部次長
下水道総務課長
下水道建設課長
下水道管理センター所長
水道総務課長
企画課長



道路・河川課等と調整を図った下水道工事の推進



地域防災計画などと調整を図った下水道の安全対策



福島市財政計画と調整を図った下水道の経営方針の検討



福島市のまちづくり全体と調整を図った下水道整備方針

まちづくりと下水道の普及拡大や、今後の下水道整備・維持管理・改築事業と市の財政計画との調整など、より具体的に、下水道およびまちづくり行政に関する現場の意見を反映させるため、福島市内の各課長職からなる幹事会を策定し、『福島市下水道ビジョン』について協議を行いました。

第3節 福島市下水道ビジョンの策定経過

I. 福島市下水道ビジョン 策定委員会の審議経過

参考表一6 福島市下水道ビジョン策定委員会（外部組織）の審議内容

回数	時期	審議内容
第1回	平成26年10月9日	委嘱状交付、素案審議（基本項目）
第2回	平成26年12月25日	素案審議（具体的内容）
第3回	平成27年2月19日	素案審議（下水道ビジョン全体）
第4回	平成27年5月7日	原案審議、提言書審議
	平成27年5月18日	提言

II. パブリックコメントによる下水道ビジョン意見聴取結果

参考表一7 パブリックコメントによる下水道ビジョン意見聴取結果

項目	内容
◆パブリックコメントの概要	
意見等を募集する事項	『福島市下水道ビジョン（案）』について
意見の募集期間	平成27年3月16日(月)から平成27年4月15日(水)まで
意見等を提出できる方	市内に在住、在勤、在学の方 市内に事業所等を有する方 その他、利害関係者
◆パブリックコメントの結果	
意見提案者数および件数	意見はありませんでした。
ホームページアクセス数	23件
意見の概要及び市の考え方の公表	意見がないため、素案を原案といたします。

第4節 福島市下水道ビジョン策定委員会設置要綱等

次頁に「福島市下水道ビジョン策定協議会設置要綱」および「福島市下水道ビジョン策定委員会設置要綱」を示す。

福島市下水道ビジョン策定協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 下水道全体を総合的にとらえ、重点的かつ計画的に事業を推進して行くために、下水道施策の方向性、施策ごとの整備目標及び具体的考え方を示した下水道ビジョンを策定するため、福島市下水道ビジョン策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 下水道ビジョン策定に関すること。
- (2) その他下水道ビジョン策定の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は副市長をもってこれに充てる。
- 3 協議会に副会長を置き、副会長は下水道部長をもってこれに充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議には必要に応じ、関係職員の出席を求め、意見等を求めることができる。

(幹事会)

第6条 協議会に意見集約を補佐するために幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に下水道部次長、副幹事長に下水道建設課長をもって充てる。
- 4 幹事会は幹事長が招集し、会議の議長となる。
- 5 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。
- 6 幹事長が必要と認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見を聴き、または、説明を求めることができる。
- 7 幹事長は、専門的事項の調査・検討のため、関係職員等で構成する担当者会議を設置することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、下水道部下水道建設課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月25日から施行する。

別表1（第3条関係）

協議会
副市長
政策推進部長
財務部長
商工観光部長
農政部長
環境部長
建設部長
都市政策部長
下水道部長
水道局長

別表2（第6条関係）

幹事会
企画経営課長
財政課長
企業立地課長
農政課長
農林整備課長
環境課長
清掃管理課長
道路管理課長
河川課長
建築住宅課長
都市計画課長
開発建築指導課長
下水道部次長
下水道総務課長
下水道建設課長
下水道管理センター所長
水道総務課長
企画課長

福島市下水道ビジョン策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 下水道全体を総合的にとらえ、重点的かつ計画的に事業を推進して行くために、下水道施策の方向性、施策ごとの整備目標及び具体的考え方を示した下水道ビジョンを策定するため、福島市下水道ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、福島市下水道ビジョン（以下「下水道ビジョン」という。）案を策定し、市長へ提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員9名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、別表に掲げる下水道事業等に関わる関係機関・団体の代表及びその他、市長が必

要と認める者等のうちから市長が委嘱する。

2 委員は、必要な審議の終了をもって、解職とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に有識者等の出席を求め、その意見を求めることができ

る。

3 会議は、下水道ビジョンの策定にあたり、庁内協議会の意見を反映する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、下水道部下水道建設課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年8月25日から施行する。

別表1（第3・4条関係）
委員名簿

No.	所 属	氏 名	備 考
1	国立大学法人 福島大学 人間発達文化学類 教授	はつざわ としお 初澤 敏生	学識経験者
2	福島市町内会連合会 副会長	えんどう はしめ 遠藤 一	利用者及び有識者
3	J A新ふくしま 女性部 部長	ながさわ じゅんこ 長沢 順子	利用者及び有識者
4	福島商工会議所 女性会 会長	さいとう よしこ 斎藤 可子	利用者及び有識者
5	公益社団法人 福島県建築士会 女性委員長	すずき みゆき 鈴木 深雪	利用者及び有識者
6	ふるさとの川 荒川づくり協議会 副会長	わたなべ ふじお 渡辺 富志夫	利用者及び有識者
7	公益社団法人 福島県浄化槽協会 専務理事	しぎはら みはち 鳴原 己八	利用者及び有識者
8	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所 副所長	にへい あきひろ 二瓶 昭弘	関係行政機関
9	福島県 県北建設事務所 所長	やぎぬま まさあき 柳沼 政明	関係行政機関